

市の役割を果たすための取組事項の取組状況 (令和元年度実績)

評価の基準

- A 順調に取組が推移しており, 継続して実施する
- B 目標達成に向けて段階的に取り組んでおり, その取組は順調に推移している
- C 計画どおり取り組んでいるが, 成果が上がっていない
- D 一部取り組んでいるが停滞している
- E 取組に至っておらず停滞している

令和2年6月

基本方針1 支え合い助け合う地域づくり(基本施策1 地域福祉意識の高揚と担い手育成)

取組項目-1 地域ボランティア人材の確保・育成(1-1-1)

(取組の方向性)

情報提供や活動場所の支援を行うことにより、地域福祉活動を行うための環境づくりを支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	1	地域福祉活動への参加者を増やすため、市民活動支援センター及び社会福祉協議会と連携を図り、ボランティアの活動環境の向上が図れるよう支援します。	
取組計画	1 1	ボランティア活動の輪が広がるような交流の場づくりを行う	A
	1 2	ボランティアの活動環境の向上が図れるように、ボランティアニーズ等の情報提供を行う	B
取組実績	1 1	活動団体間の連携を目的とした組織である市民活動連絡協議会への加入を促進し、ボランティア団体の交流の場として、市民活動連絡協議会主催による「ぼらカフェ」を定期的に開催しました。	
	1 2	それぞれの施設の登録団体一覧表を共有し、市内活動団体の把握に努め、活動団体の情報提供を実施しました。	
市の役割	2	ボランティアニーズの把握に努めます。	
取組計画	2 1	ボランティア団体の活動を広く周知し、ニーズとのマッチングを図る	A
	2 2	介護支援ボランティアポイント制度の説明会を開催し、登録受付を行う。ボランティアと施設のマッチングを行い、制度を開始する	B
	2 3	相談支援専門員や自立支援協議会等を通じて、障がい者の支援のニーズを把握する	C
取組実績	2 1	市民活動支援センター登録団体の具体的な活動を広く周知し、ボランティア参加希望者へ情報を提供するとともに、活動団体とボランティア参加希望者とのマッチングを図っています。	
	2 2	介護支援ボランティアポイント制度講座を開催(4月、7月、10月、1月)し、ボランティア活動のための啓発を行い、ボランティア登録(希望者)を行いました。 また、受入施設(介護保険施設)を募り、ボランティア実施内容等を確認し、参加希望者と受入施設のマッチングができる体制としました。 実績:ボランティア講座受講者数 56人 ボランティア登録人数 38人	
	2 3	障がい者に対しては、現在、公的には障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を提供していますが、相談支援専門員を通じては、これ以外のサービスでボランティアが対応できる支援ニーズについては報告例がありませんでした。また、自立支援協議会の中でもボランティアが対応できる支援ニーズについては報告例がありませんでした。	
市の役割	3	ボランティアやNPO法人の情報を提供します。	
取組計画	3 1	ホームページでボランティアやNPO法人の情報を提供する	A
	3 2	まちづくり協議会(福祉部会)の設立状況に応じて、高齢者等に関する情報を提供する	D
取組実績	3 1	市民活動支援センターのHPを継続的に更新しました。ボランティア活動団体に関する情報を効果的に周知し、市内のボランティア活動団体のさらなる活発化に努めました。	
	3 2	高野地区まちづくり協議会に地域包括支援センター職員及び社会福祉協議会の支援担当職員が出席し、生活支援体制整備事業の取組について説明をしました。8月及び9月の高野地区まちづくり協議会地域福祉部会において、認知症声掛け訓練の計画を協働で立案しました。 10月には北守谷地区まちづくり協議会にて、支え合いの仕組みづくりについて説明し、12月には、支え合いの仕組みづくりの話し合いを実施しました。 話し合いの中から、市で実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の情報提供を求められましたが、集計結果が間に合わず年度内未実施となりました。 高野地区(毎月1回)の話し合いの場に、継続的に参加し情報共有を図っています。	

区分	番号	内 容	評価
市の役割	4	地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組む(仮称)地域福祉活動協力員制度の導入を進めます。	
取組計画	4 1	地域で支え合いの活動を行うまちづくり協議会が設立されるため、庁内関係課等で再調整を行う。 (地域福祉活動協力員制度の必要性について検討)	D
取組実績	4 1	(社会福祉課) (仮称)地域福祉活動協力員制度を検討するに当たって、2041年度までの高齢者人口の推移の試算を行いました。 要介護認定者等の推移及び助け合い・支え合い活動のボリュームを試算については、R2年度実施予定。	
	4 1	(健幸長寿課) 社会福祉協議会と地域包括支援センター職員が一同に会し、生活支援コーディネーターについての情報共有会議を開催し、共通理解を図りました。 市民協働推進課、都市計画課(デマンド交通)との情報共有、意見交換を随時実施しました。	

取組項目-2 地域で活躍するリーダーの発掘・育成(1-1-2)

(取組の方向性)

地域においては、関係機関・団体と連携し、地域福祉活動に取り組むことで担い手を確保するとともに、リーダーとしての人材の発掘・育成を図ります。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	5	担い手育成のために、市民大学において人材の発掘や育成をします。	
取組計画	5 1	モデル地区(まちづくり協議会設立地区)の事例から、他の地区に発展するために課題を整理し、ニーズに沿ったコース設計をする	B
取組実績	5 1	まちづくり協議会が推進する支え合い・助け合い事業のために、地域課題を解決する手法を学ぶコースを設置し、人材育成に努めました。	
市の役割	6	認知症サポーター養成講座やシルバーリハビリ体操指導者養成講座などを開催し、リーダーや担い手を発掘・育成します。	
取組計画	6 1	各種団体や小中学校での認知症サポーター養成講座を継続実施するとともに、これまでのサポーター養成講座受講生対象のフォローアップ研修実施やキャラバンメイトの養成に努める	A
	6 2	シルバーリハビリ体操指導士3級養成講座を継続実施するとともに、指導士の技量の平準化を図るため、専門職による研修会を開催する	A
	6 3	高齢消費者被害見守りサポーター養成講座を継続実施する	A
	6 4	認知症サポーター活動、シルバーリハビリ体操指導士会活動、高齢消費者被害見守り活動、サロン活動のPR強化をする	A
取組実績	6 1	小中学校や一般市民を対象、認知症サポーター養成講座を開催 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため2月以降開催中止 実績:9回/334人	
	6 2	シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会を6月に開催し(6回)、13名の指導士を養成しました。指導士の技量の平準化を図るため、専門職による研修会を3月に開催予定していましたが、新型コロナ感染拡大防止のため開催中止となりました。	
	6 3	シニアクラブ連合会の主催による高齢消費者被害見守りサポーター養成講座を2月に実施しました(35名)	
	6 4	認知症サポーター活動、シルバーリハビリ体操指導士会活動、高齢消費者被害見守り活動、サロン活動のチラシやホームページ等でPRをしました。	

取組項目-3 福祉に関する啓発の推進(1-1-3)

(取組の方向性)

多くの市民が福祉への関心を高め、福祉活動との関わりを持てるよう、意識の啓発や福祉への理解を図っていきます。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	7	講演会等を開催し認知症や障がい者に対する福祉への関心を高め、福祉活動への関わりを持てるよう、意識の啓発や福祉への理解を図ります。	
取組計画	7 1	講演会を開催するほか、認知症を知る月間などで市民啓発活動する	A
	7 2	講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発を実施する	A
	7 3	障がいのある人とない人との交流機会を確保する	A
取組実績	7 1	① 9月の認知症を知る月間等に認知症に関する知識の普及啓発を図りました。 ・オレンジカフェ 178人/10回 ・認知症サポーター養成講座開催 334人/9回 ・啓発用チラシ配布(健診会場, 商工会まつり等) 健診会場 :5,960枚 商工会まつり: 237枚 ② シニアクラブ, サロン等からの要請に応じて出前講座を実施しました。 内容: 介護保険制度, 成年後見制度, 認知症ガイドブック 21回/304名	
	7 2	令和2年2月17日に職員向けに講演会を開催しました。 障がい者週間においては、来庁者向けに障がい者週間を周知するため、庁舎正面に懸垂幕を設置したほか、市政情報モニターに記事を掲載しました。中央図書館において障がい者週間コーナーを設置し、障害児父母の会の活動の紹介や作品等の展示をしました。 令和元年11月16日(土)には社会福祉協議会主催で福祉まつりが開催され、謎解きゲームや体験ブースが設置されたり、障がい者施設が来店を行い事業所活動のPRや手工芸品の販売等が行われました。	
	7 3	令和2年3月に守谷市障がい者福祉センターにおいて「ひこうせんまつり」を開催し、通所者の日頃の活動の成果を発表するとともに、障がいのある人とない人との交流を行う予定でしたが、今年度は中止となりました。	
市の役割	8	出前講座等により福祉への理解を図ります。	
取組計画	8 1	シニア団体等の要請により介護保険のしくみと成年後見制度の出前講座を実施する	A
	8 2	広報紙, ホームページ, パンフレット等の広報手段を用いて、「障がい者」や「障がい」に対する理解を深める啓発を行う	A
取組実績	8 1	シニアクラブ, サロン等からの要請に応じて出前講座を実施しました。 内容: 介護保険制度, 成年後見制度, 認知症ガイドブック 21回/304名	
	8 2	障がい者週間に、来庁者向けに障がい者週間を周知するため、庁舎正面に懸垂幕を設置したほか、市政情報モニターに記事を掲載しました。 ホームページやパンフレットで、「障がい者」や「障がい者に対する差別の解消」について周知・啓発を行いました。	
市の役割	9	認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症への理解を図ります。	
取組計画	9 1	小中学校, 高校において、認知症サポーター養成講座の必要性PRしていく	A
取組実績	9 1	小中学校や一般市民, 企業を対象に認知症サポーター養成講座のPRに努めるとともに、要請に応じて講座を開催しました。(334人/9回) サポーター養成講座受講生を対象としたフォローアップ研修を2月26日に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としました。	
市の役割	10	ノーマライゼーション教育を推進します。	

区分	番号	内 容	評価
取組計画	10 1	インクルーシブ教育システムの充実を図る	A
	10 2	障がいのある児童生徒に対して、必要な教育支援や教育環境の提供を検討する市教育支援委員会(年4回)を開催する	A
	10 3	校内教育支援委員会において、合理的配慮の検討及び提供を行う	A
取組実績	10 1	障がいのあるなしに関わらず、授業や学校行事等において、共に協力し合い、学び合うインクルーシブ教育システムの充実を図っています。	
	10 2	障がいのある児童生徒に対して、必要な教育支援や教育環境の提供を検討する守谷市教育支援委員会を年4回開催しました。(7・10・11・1月)	
	10 3	各小中学校で校内支援委員会を定期的に開催し、合理的配慮の仕方について検討し、個々のニーズに必要な提供を行いました。	
市の役割	11	社会福祉協議会と連携して福祉教育の担当教職員を対象とした研修会を開催します。	
取組計画	11 1	特別支援担当者会議を開催する	A
	11 2	夏季休業に、福祉教育についての研修会を実施(年度によって内容の変更有り)する	A
	11 3	総合的な学習の時間における福祉教育の実施前に、担当教員が研修を受けるようにする	A
取組実績	11 1	特別支援担当者会議(4月17日)を開催し、インクルーシブ教育や障がい者差別解消法、特別支援学級における授業づくりや個別の支援計画、個別の指導計画の作成などについて研修を行いました。	
	11 2	福祉教育についての研修会を実施しました。	
	11 3	総合的な学習の時間等において福祉教育の実施前に、担当教員が研修(打合せを含む)を行いました。	

基本方針1 支え合い助け合う地域づくり(基本施策2 地域福祉活動の支援)

取組項目-1 社会福祉協議会への支援と連携強化(1-2-1)

(取組の方向性)

社会福祉協議会が地域福祉推進の核として機能するよう連携を強化し、地域福祉活動計画が実践できるよう支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	12	社会福祉協議会が地域福祉活動推進の核として機能するよう支援・連携します。	
市の役割	13	地域福祉活動助成金制度を継続し、地域福祉活動計画が実践できるよう支援します。	
取組計画	12 13	1 地域福祉活動助成金制度を継続する(まちづくり協議会が設立された地区はまちづくり協議会支援交付金制度に移行)	A
	12 13	2 地域福祉活動計画が円滑に実施できるように、まちづくり協議会設立に伴い実施するまちづくり協議会支援担当職員制度を活用し、社会福祉協議会と連携し支援する	A
取組実績	12 13	1 守谷地区内の5地区の活動については、地域福祉活動助成金を、また、まちづくり協議会が設立された6地区については、まちづくり協議会支援交付金を交付して活動を支援しました。	
	12 13	2 <ul style="list-style-type: none"> ・市内6地区を69地区に分割し、職員266名を地域担当職員として配置しました。 ・地域担当職員は総会等に参加し、地域の状況を把握するとともに、市と町内会の連絡調整を適宜行っています。 ・まちづくり協議会支援担当職員は、必要に応じ、まちづくり協議会に参加し、活動に必要な情報提供を行っています。 ・あいさつ運動や地域のイベント等の地域福祉活動に地域担当職員として参加し、市民と協働で地域福祉の推進に努めています。 	

取組項目-2 地域福祉活動助成制度による支援(1-2-2)

(取組の方向性)

地域福祉活動助成金を交付することにより、地域の課題は地域で解決できるよう支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	14	地域福祉活動を推進するために、地域における身近な生活課題を解決する取組に助成金を交付します。	
市の役割	15	地域福祉活動計画実行委員会を支援するとともに、連携を図ります。	
取組計画	14 15	1 地域福祉活動助成金制度を継続する(まちづくり協議会が設立された地区はまちづくり協議会支援交付金制度に移行)	A
	15	2 地域福祉活動計画が円滑に実施できるように、まちづくり協議会設立に伴い実施するまちづくり協議会支援担当職員制度を活用し、社会福祉協議会と連携し支援する	A
	15	3 市内6地区の取組状況について、ホームページで周知を図る	A
取組実績	14 15	1 12・13-1と同様	
	15	2 12・13-2と同様	
	15	3 市内6地区の取組状況について、ホームページに掲載しました。各地区実行委員会やまちづくり協議会では、地区内の活動内容のPRチラシを発行しています。	

取組項目-3 地域担当職員制度による支援(1-2-3)

(取組の方向性)

地域担当職員制度により、地域への必要な情報を提供することで地域の福祉活動を支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	16	地域(自治会・町内会を含む)に適切な情報を提供するとともに、情報の共有及び連絡調整を行います。 また、必要に応じ総会等に参加し、地域の特性を把握し地域福祉活動を支援します。	
	17	市の課題や地域の課題となっている事項に取り組む場合に、市民の理解や協力が得られるよう地域との連絡調整を行います。	
取組計画	16 17	1 地域福祉活動計画が円滑に実施できるように、まちづくり協議会設立に伴い実施するまちづくり協議会支援担当職員制度を活用し、社会福祉協議会と連携し支援する	B
取組実績	16 17	1 12・13-2と同様	
市の役割	18	地域の実情に応じた地域担当職員の役割分担などを検証し、地域担当職員制度が有効に活用できるよう取り組み、地域の課題解決に向けた地域活動を支援します。	
取組計画	18	1 地域福祉活動計画が円滑に実施できるように、まちづくり協議会設立に伴い実施するまちづくり協議会支援担当職員制度を活用し、社会福祉協議会と連携し支援する(次年度以降検証が必要)	B
取組実績	18	1 まちづくり協議会においてさらに地域福祉活動が推進できるように、まちづくり協議会支援担当職員として、社協職員及び地域包括支援センター職員を配置しています。 今後、協議会活動を支援するために配置したまちづくり協議会支援担当職員の支援内容が適切なものとなっているか把握していく必要があります。	

取組項目-4 交流する場の創出支援(1-2-4)

(取組の方向性)

身近なところで気軽に交流できる場や、同じ悩みを持った人々が悩みを共有する場、生きがいづくりや仲間づくりができる場を充実させることにより、地域における孤立感や不安の解消と交流の促進を図ります。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	19	地域における居場所、交流の場(サロンの拡充を含む)づくりを支援します。	
取組計画	19	1 サロン運営の支援を継続する	A
	19	2 サロン代表者会議を行い、運営ボランティアの後継者についての意見交換をする	A
	19	3 未開設地域での運営ボランティアの発掘、開設の支援をしていく	C
	19	4 地域福祉活動助成金制度を継続する(まちづくり協議会が設立された地区はまちづくり協議会支援交付金制度に移行)	A
	19	5 見直した制度に基づき、コミュニティサロンの運用を開始する	B
取組実績	19	1 サロン運営について、継続して支援をしています(備品や消耗品の提供、運営上の悩み相談、視察研修会開催等)	
	19	2 サロン代表者会議を行い、運営ボランティア代表者から運営の状況や課題を確認し、代表者同士の情報共有を実施しました(6月)	
	19	3 サロンの開設相談を受けたが、開設には至らなかった。高野地区まちづくり協議会地域福祉部会との情報交換会(サロンについて)を2月に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。	

区分	番号	内 容	評価
取組実績	19	4 コーヒーを楽しみながら交流を深める場・憩いの場として開設しているぶらぶら亭やわくわく亭などの場づくり活動に助成金や支援金を交付しました。	
	19	5 空き家等活用コミュニティ推進事業を活用する6団体と事業見直しのための検討会を設置し、見直しに向けた協議を行いました。 検討会の結果を受け、新制度として空き家等活用コミュニティ推進事業助成金制度を構築しました。	
市の役割	20	活動拠点となる施設については、既存の公民館や集会所などを有効活用できるよう支援します。	
取組計画	20	1 新たに自治公民館借り上げ助成制度を構築する	B
	20	2 地域福祉活動助成金制度を継続する(まちづくり協議会が設立された地区はまちづくり協議会支援交付金制度に移行)	A
取組実績	20	1 身近な地域において居場所、交流の場を確保するために、自治会館や住宅を一時的に使用する際の使用料を助成する新制度を構築しました。	
	20	2 コーヒーを楽しみながら交流を深める場・憩いの場として開設しているぶらぶら亭やわくわく亭などの場づくり活動に助成金や支援金を交付しました。	

基本方針1 支え合い助け合う地域づくり(基本施策3 支え合い体制の形成)

取組項目-1 見守り体制の形成(1-3-1)

(取組の方向性)

子ども、障がい者及び高齢者を見守るため、地域による見守り活動に取り組みます。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	21	地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組む(仮称)地域福祉活動協力員制度を導入します。	
取組計画	21 1	地域で支え合いの活動を行うまちづくり協議会が設立されるため、庁内関係課等で再調整を行う。 (地域福祉活動協力員制度の必要性について検討)	D
取組実績	21 1	(社会福祉課) (仮称)地域福祉活動協力員制度を検討するに当たって、2041年度までの高齢者人口の推移の試算を行いました。 要介護認定者等の推移及び助け合い・支え合い活動のボリュームを試算については、R2年度に実施予定です。	
	21 1	(健幸長寿課) まちづくり協議会福祉部会が設立した高野地区、北守谷地区に、社会福祉協議会支援担当職員及び地域包括支援センター職員等が出席し、高齢者の支え合いの仕組みづくりに必要な情報提供を行いました。(高野地区については継続的に参加し情報共有を図っています。)	
市の役割	22	障がいに対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発活動に取り組み、地域での見守りを推進します。	
取組計画	22 1	講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発を実施する	A
	22 2	広報紙、ホームページ、パンフレット等を活用し、「障がい者」や「障がい」に対する理解を深める取組を行う	A
	22 3	障がいのある人とない人との交流機会を確保する	A
取組実績	22 1	令和2年2月17日に職員向けに講演会を開催しました。 障がい者週間においては、来庁者向けに障がい者週間を周知するため、庁舎正面に懸垂幕を設置したほか、市政情報モニターに記事を掲載しました。中央図書館において障がい者週間コーナーを設置し、障がい児父母の会による活動内容等の紹介を行いました。 令和元年11月16日(土)には社会福祉協議会主催で福祉まつりが開催され、謎解きゲームや体験ブースが設置されたり、障がい者施設が出店を行い事業所活動のPRや手工芸品の販売等が行われました。	
	22 2	障がい者週間に、来庁者向けに障がい者週間を周知するため、庁舎正面に懸垂幕を設置したほか、市政情報モニターに記事を掲載しました。 ホームページやパンフレットで、「障がい者」や「障がい者に対する差別の解消」について周知・啓発を行いました。	
	22 3	令和2年3月に守谷市障がい者福祉センターにおいて「ひこうせんまつり」を開催し、通所者の日頃の活動の成果を発表するとともに、障がいのある人との交流を行う予定でしたが、今年度は中止になりました。	
市の役割	23	より多くの方が認知症サポーター養成講座を受講できるよう、周知を図ります。	
取組計画	23 1	各種団体や小中学校、高校において、認知症サポーター養成講座の必要性をPRする	A
	23 2	認知症カフェの実施と支援を継続する	A
	23 3	キャラバンメイトの養成に努める	A
取組実績	23 1	小中学校や高校、一般市民を対象に認知症サポーター養成講座のPRに努めるとともに、要請に応じて講座を開催しました。(8回/305名)	
	23 2	オレンジカフェを市内スーパーの協力を得て開催したほか、在宅介護支援センターを会場にオレンジカフェを開催しました。	

区分	番号	内 容	評価
取組実績	23 3	サポーター養成講座受講生を対象としたフォローアップ研修の開催を予定(2月26日)していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としました。	
市の役割	24	見守りの大切さについて周知を図ります。	
取組計画	24 1	小中学校、高校において、認知症サポーター養成講座の必要性PRする	A
	24 2	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業、みまもりシール、見守り活動等に関する事業所との協定などについて、広報もりや等で周知する	A
	24 3	まちづくり協議会担当課、関係課との共通認識を図り、まちづくり協議会設立の状況に応じた働き掛けを行う	D
取組実績	24 1	各種団体や小中学校、高校での認知症サポーター養成講座開催のPRと共に要請に応じて講座を開催しました。(334人/9回)	
	24 2	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業、見守り活動等に関する事業所との協定などについて、広報もりや等で周知しました。(新規協力事業所6か所と協定締結)	
	24 3	まちづくり協議会担当課、関係課との共通認識を図り、まちづくり協議会設立の状況に応じた働き掛けを行いました。(高野地区において認知症声掛け訓練の計画立案を実施)	
市の役割	25	事業所との「見守り活動等に関する協定」の締結を推進します。	
取組計画	25 1	見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やし、徘徊高齢者等SOSネットワークやみまもりシールによる見守り協力体制を強化していく	A
取組実績	25 1	①見守り活動等に関する協力事業所との情報交換会を開催(9月) ②見守り活動等に関する協力事業所が新たに6か所増え、55事業所に拡大しました。(前年度 49事業所) ③徘徊高齢者SOSネットワーク事業の利用について、ケアマネジャー等への周知を行い、新規登録者を増やしました。 実績:新規登録者数32人(H30 18人)	
市の役割	26	守谷市徘徊高齢者等SOSネットワークにより、地域における認知症高齢者の見守り体制を強化し、高齢者が徘徊した場合には早期発見を図ります。	
取組計画	26 1	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業登録を促進する	A
	26 2	メールもりや防犯情報への登録を促進する	A
	26 3	見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やし、徘徊高齢者等SOSネットワークやみまもりシールによる見守り協力体制を強化していく	A
取組実績	26 1	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の周知を行い、利用を促進しました。 R1年度新規登録者数32人(H30年度18人)	
	26 2	見守り活動等協力事業所へのメールもりや(防犯情報)への登録を促進しました。	
	26 3	見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やすために、見守り活動等協力事業所について広報等で周知しました。また、徘徊高齢者の捜索活動時に、協力事業への情報提供を行いました。 捜索件数 R1 4件(H30 1件)	

取組項目-2 生活支援サービスの整備(1-3-2)

(取組の方向性)

高齢者や障がい者等の在宅での日常生活上の困りごとを的確に把握し、地域の特性に応じた日常の生活支援を支え合い・助け合いで行えるよう、生活支援サービスの整備に努めます。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	27	生活支援サービスを担う多様な団体等により行われる定期的な情報共有の場として協議体を設置します。	

区分	番号	内 容	評価
取組計画	27 1	全地区における第2層協議体設置に向けて、まちづくり協議会設立の状況に応じた働き掛けを行い、第2層協議体が設置された地区に対しては活動支援を行う	D
	27 2	第1層協議体の組織形態を検討する(関係各課等)	E
取組実績	27 1	高野地区まちづくり協議会に社会福祉協議会の支援担当職員及び地域包括支援センター職員が出席し、生活支援体制整備事業の取組について説明をしました。 10月には北守谷地区まちづくり協議会にて、支え合いの仕組みづくりについて説明し、12月には、支え合いの仕組みづくりの話し合いを実施しました。 高野地区(毎月1回)の話し合いの場に、継続的に参加し情報共有を図っています。	
	27 2	全地区にまちづくり協議会(福祉部会)が設立できていないため未実施	
市の役割	28	助け合いの推進役として生活支援コーディネーターを配置します。	
取組計画	28 1	生活支援体制整備事業の第2層協議体コーディネーターと連携して具体的な取組を支援する	D
	28 2	第1層協議体の組織形態を検討する中で、併せてコーディネーターの人材確保について検討する	E
取組実績	28 1	高野地区まちづくり協議会に地域包括支援センター職員及び社会福祉協議会の支援担当職員が出席し、生活支援体制整備事業の取組について説明をしました。 10月には北守谷地区まちづくり協議会にて、支え合いの仕組みづくりについて説明し、12月には、支え合いの仕組みづくりの話し合いを実施しました。 高野地区(毎月1回)の話し合いの場に、継続的に参加し情報共有を図っています。	
	28 2	全地区にまちづくり協議会(福祉部会)が設立できていないため、全地区のニーズや課題把握までには至っていません。	
市の役割	29	協議体に構成員として参加し、地域に不足する支え合い・助け合いを把握し、新たなサービスの創出に参画します。	
取組計画	29 1	関係課等との共通認識を図り、まちづくり協議会設立の状況に応じた働きかけを行う	C
取組実績	29 1	①社会福祉協議会と地域包括支援センター職員が一同に会し、生活支援コーディネーター情報共有会議を開催し、共通理解を図りました。 市民協働推進課、都市計画課(デマンド交通)との情報共有、意見交換を随時実施しました。 ②高野地区まちづくり協議会に地域包括支援センター職員及び社会福祉協議会の支援担当職員が出席し、生活支援体制整備事業の取組について説明をしました。 10月には北守谷地区まちづくり協議会にて、支え合いの仕組みづくりについて説明し、12月には、支え合いの仕組みづくりの話し合いを実施しました。 高野地区(毎月1回)の話し合いの場に、継続的に参加し情報共有を図っています。	
市の役割	30	高齢者や障がい者の日常生活上の困りごとやニーズを的確に把握します。	
取組計画	30 1	日常生活圏域ニーズ調査を3年に1回実施し、高齢者の地域課題を把握する	B
	30 2	高齢者総合相談を随時実施し、高齢者の困りごと・ニーズに対して、必要な生活支援サービスを提供する	A
	30 3	地域ケア会議(多職種協働による)を開催し、高齢者の課題を把握する	A
	30 4	相談支援専門員等を通じて、障がい者の支援ニーズを把握します	C
取組実績	30 1	まちづくり協議会福祉部会(高野地区、北守谷地区)において、令和元年度に実施する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要を説明し、集計結果を提供する計画としていましたが(支え合いの仕組み活動に活用するため)、ニーズ調査の集計が間に合わず年度内は実施できませんでした。	
	30 2	高齢者総合相談を通じ、高齢者の日常生活上の困りごとやニーズを把握し、必要な生活支援サービスの提供につなげています。	
	30 3	地域ケア個別会議(事例を通じた検討)を開催(月1回)し、高齢者の課題を整理し、地域包括支援センター運営協議会(地域ケア推進会議を兼ねる)において、報告・検討をしました(1月)。	

区分	番号	内 容	評価
取組実績	30 4	障がい者に対しては、現在、公的には障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を提供していますが、相談支援専門員を通じては、これ以外のサービスでボランティアが対応できる支援ニーズについては報告例がありませんでした。また、自立支援協議会の中でもボランティアが対応できる支援ニーズについては報告がありませんでした。	
市の役割	31	把握した困りごとについて、地域、市民、事業所等に周知し、他人事ではなく自身のこと、家族のこととして理解していただけるよう努めます。	
	32	把握した困りごとについて、生活支援サービスを担う多様な団体等と情報共有します。	
取組計画	31 32 1	関係課等との共通認識を図り、まちづくり協議会設立の状況に応じた働きかけを行う	C
	31 32 2	障がい者の相談に応じ、必要な障がい福祉サービスについて事業所等と調整し、福祉サービスを提供する(変更)	A
取組実績	31 32 1	市民協働推進課との共通理解を図りながら、まちづくり協議会福祉部会(高野地区、北守谷地区)において、令和元年度実施の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要を説明し、集計結果を提供する計画としたが(支え合いの仕組み活動に活用)、ニーズ調査集計が間に合わず年度内は実施できませんでした。	
	31 32 2	障がい者の相談に応じ、必要な障がい福祉サービスについて事業所等と調整し、福祉サービスの提供を行っています。	
市の役割	33	生活支援サービスの仕組みの一つとして、有償ボランティア制度の構築に取り組みます。	
取組計画	33 1	地域での生活支援体制整備事業の取組と総合事業での位置付けや有償ボランティア制度の研究をする	D
取組実績	33 1	社会福祉協議会と介護福祉課が、社会福祉協議会の既存事業(ほほえみサービス)と総合事業(介護保険 地域支援事業によるサービス)について意見交換を実施しました。	
市の役割	34	市民が能力を生かし、生活支援サービスの担い手として社会参加できるよう働きかけます。	
取組計画	34 1	関係課等との共通認識を図り、まちづくり協議会設立の状況に応じた働きかけを行う	D
	34 2	生活支援サービスの担い手として必要な研修を行う	D
取組実績	34 1	市民協働推進課との共通理解を図りながら、まちづくり協議会福祉部会設立した高野地区、北守谷地区との話し合いに参加しました。 8月及び9月の高野地区まちづくり協議会地域福祉部会において、認知症声掛け訓練の計画を提案し協働で立案しました。10月には北守谷地区まちづくり協議会にて、支え合いの仕組みづくりについて説明し、12月には、支え合いの仕組みづくりの話し合いを実施しました。高野地区(毎月1回)の話し合いの場に、継続的に参加し情報共有を図っています。	
	34 2	社会福祉協議会と介護福祉課が、社会福祉協議会の既存事業(ほほえみサービス)と総合事業(介護保険 地域支援事業によるサービス)について意見交換を実施しました。	

基本方針2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり(基本施策1 生きがい活動への支援)

取組項目-1 高齢者の生きがい支援(2-1-1)

(取組の方向性)

高齢者が地域において、地域福祉活動の担い手となるよう参加を促すとともに、自治会・町内会、シニアクラブ、サロンの活動の活性化、生涯学習への参加を支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	35	シニアクラブやサロンの活動を支援します。	
取組計画	35 1	シニアクラブ単位会長会議やサロン代表者会議等及び日頃の代表者等とのコミュニケーションにより各活動状況を把握して必要な支援をする	A
	35 2	今後の運営を担う人材を発掘する	B
取組実績	35 1	【シニアクラブ】 シニアクラブ単位会長会議3回、役員会3回開催し、シニアクラブ活動の計画立案、意見交換等を実施しました。 【サロン】 サロン運営ボランティア代表者会議1回を開催(6月)。3月開催を予定してしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため会議中止となりました。 代表者との情報交換により各サロン活動状況を把握して必要な支援を行いました。	
	35 2	【シニアクラブ】 健康麻雀大会等を計画し、当日の大会運営を自主的に行いました。 【サロン】 代表者会議を活発にするために、出席者を複数名としました。	
市の役割	36	多くの人が参加できるように、シニアクラブやサロンの活動内容、場所等の情報を提供します。	
取組計画	36 1	市ホームページや広報もりや及びチラシによる活動の紹介を行う	A
取組実績	36 1	シニアクラブ、サロン活動のチラシを作成し配布するとともに、守谷市ホームページに掲載し活動の周知をしました。	
市の役割	37	シニアクラブやサロンの立ち上げ活動を支援します。	
取組計画	37 1	サロン開設のない地域での開設に向けた方策検討と開設支援を行う	C
取組実績	37 1	サロンの開設相談を受けましたが、開設には至りませんでした。また、高野地区まちづくり協議会地域福祉部会に参加し、サロン設立や活動等について2月に意見交換会を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。	
市の役割	38	脳活コーチボランティアによる活動を推進し、認知症予防を推進します。	
取組計画	38 1	オレンジカフェ、脳活未実施のサロン、各地区敬老行事など、活動を拡大する	A
	38 2	フォローアップ研修会や介護予防推進活動支援者研修会を実施する	A
取組実績	38 1	サロン、地区敬老行事等で脳活ボランティアが脳活コーチゲームを開催 実績:62回, 1,932名参加	
	38 2	脳活コーチボランティアを対象にフォローアップ研修会を1回開催し(2月)、新たな脳活ゲーム作りを実施する。(3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止) 脳活コーチボランティアの定例会(毎月1回/2G)を開催し、役割分担やメニュー作成を実施しました。(3月は中止)	
市の役割	39	もりや生涯学習リーダーバンクを周知するとともに、利用を推進します。	
取組計画	39 1	文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の指導者登録の促進と制度の周知を図り、利用を推進するとともに、市民・団体等の生涯学習活動を支援する	C

区分	番号	内 容	評価
取組実績	39	1 文化、芸術活動やスポーツ、レクリエーション等60名が指導者として登録しています。登録者を利用して地域での交流などに役立っています。	
市の役割	40	生涯学習講座や教室を開催します。	
取組計画	40	1 シニア対象者が参加できる講座を開催し、高齢者の仲間づくりと守谷の魅力や歴史の再発見を図る	A
取組実績	40	1 高齢者を対象として「シニアのスマホ体験会」、「いきいき終活講座」、「脳トレ～折り紙講座」等の講座を開催しました。 ①シニアのスマホ体験会 10月29日(火)男性8名、女性 3名、計11名(初参加5名) 10月30日(水)男性0名、女性10名、計10名(初参加8名) ②いきいき終活講座 2月28日(金)男性3名、女性12名、計15名(新規) ③脳トレ～折り紙講座 12月16日(月)男性0名、女性8名、計8名(初参加5名) ④脳活チャレンジ 1月24(金)募集定員30名のところ申し込み3名により不成立	
市の役割	41	生涯学習に関する情報を提供し、支援します。	
取組計画	41	1 広報もりや、公民館ホームページやSNS等、様々な手段で情報提供し、問合せにも適確に対応できるようにする	A
取組実績	41	1 ・広報、公民館ホームページを通じてあらゆる講座の情報の発信をしました。 ・公民館講座・教室等においては、独自で各教室のチラシを作成するなどの工夫をし、できるだけ情報を入手しやすい伝達方法としました。	

取組項目-2 障がい者の生きがい支援(2-1-2)

(取組の方向性)

地域でいつまでも自分らしく生きがいを持って暮らしていけるよう、障がい者を支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	42	講演会等を開催し、障がい者に対する福祉への関心を高め、福祉活動への関わりを持てるよう、意識の啓発や福祉への理解を図ります。	
取組計画	42	1 講演会を開催するほか、障がい者週間における啓発を実施する	A
	42	2 広報紙、ホームページ、パンフレット等を活用し、「障がい者」や「障がい」に対する理解を深める取組を行う	A
	42	3 障がいのある人とない人との交流機会を確保する	A
取組実績	42	1 令和2年2月17日に職員向けに講演会を開催しました。 障がい者週間においては、来庁者向けに障がい者週間を周知するため、庁舎正面に懸垂幕を設置したほか、市政情報モニターに記事を掲載しました。中央図書館において障がい者週間コーナーを設置し、障がい児父母の会による活動内容等の紹介を行いました。 令和元年11月16日(土)には社会福祉協議会主催で福祉まつりが開催され、謎解きゲームや体験ブースが設置されたり、障がい者施設が来店を行い事業所活動のPRや手工芸品の販売等が行われました。	
	42	2 ホームページやパンフレットで、「障がい者」や「障がい者に対する差別の解消」について周知・啓発を行いました。	
	42	3 令和2年3月に守谷市障がい者福祉センターにおいて「ひこうせんまつり」を開催し、通所者の日頃の活動の成果を発表するとともに、障がいのある人との交流を行う予定でしたが、今年度は中止になりました。	

区分	番号	内 容	評価
市の役割	43	地域の人との交流イベントを開催します。	
取組計画	43 1	守谷市障がい者福祉センターで「ひこうせんまつり」を開催し、交流を促進する	A
	43 2	特別支援学校と市立小学校の児童の交流を行う	A
	43 3	事業所に対し、交流イベントの実施を促す	A
取組実績	43 1	令和2年3月に守谷市障がい者福祉センターにおいて「ひこうせんまつり」を開催し、通所者の日頃の活動の成果を発表するとともに、障がいのある人との交流を行う予定でしたが、今年度は中止になりました。	
	43 2	伊奈特別支援学校(10名)、下妻特別支援学校(1名)に通っている児童が、市内小・中学校で居住地校交流を行いました。	
	43 3	令和元年11月16日(土)には社会福祉協議会主催で福祉まつりが開催され、障がい者施設が出店を行い事業所活動のPRや手工芸品の販売等が行われました。	
市の役割	44	文化、スポーツ活動への参加を推進するために必要な支援を行います。	
取組計画	44 1	多様な媒体を通じて、文化、スポーツイベントの開催を周知する	A
	44 2	作品の発表機会を設ける	A
	44 3	公民館、体育館の使用料を免除する	A
取組実績	44 1	参加経験者に茨城県が主催する障がい者スポーツ大会等のイベントの内容を周知しました。	
	44 2	「いこいの郷常総フェスタ」に障がい福祉サービス事業所がブースを出展し、手工芸品等を展示しました。 市内のショッピングモールにおいて、授産製品の展示・販売を行いました。 市内のショッピングモールにおいて、「つばさ展」を開催し、特別支援学級の児童・生徒らの工作作品等を展示しました。 令和元年11月16日(土)には社会福祉協議会主催で福祉まつりが開催され、障がい者施設が出店を行い事業所活動のPRや手工芸品の販売等が行われました。 市役所ホールに、守谷市障がい者福祉センターの利用者が作成した授産製品を展示しています。	
	44 3	公民館・体育館の使用料を免除しています。	
市の役割	45	障がい者への活動の場を提供することについて支援します。	
取組計画	45 1	「障がい福祉のしおり」や市ホームページ、福祉マップを通じて、事業所情報を周知する	A
取組実績	45 1	「障がい福祉のしおり」及び市ホームページに、事業所情報(名称、所在地、電話番号、提供サービス)を掲載しました。 「守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会」が作成した事業所紹介パネルを市庁舎ホールに常設していました。また、同会が作成した市内の事業所紹介パンフレットや守谷障がい福祉事業所マップを社会福祉課窓口等で配布しています。	
市の役割	46	障がい者が自分らしく生きられるようボランティア活動を充実することについて支援します。	
取組計画	46 1	相談支援専門員や事業所等を通じてボランティアニーズを把握し、ボランティア団体の関連部局と情報を共有して、必要なボランティア事業の実施を促す	C
取組実績	46 1	障がい者に対しては、現在、公的には障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を提供していますが、相談支援専門員を通じては、これ以外のサービスでボランティアが対応できる支援ニーズについては報告例がありませんでした。また、自立支援協議会の中でもボランティアが対応できる支援ニーズについては報告例がありませんでした。	

取組項目-3 就労機会の提供(2-1-3)

(取組の方向性)

高齢者や障がい者が就労することにより、生きがいを持ち安心して暮らせるように、職業安定所等との連携やシルバー人材センターを支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	47	障がいのある人が就労できるよう働く場の拡大を働きかけます。	
取組計画	47 1	市内の企業等に対し、障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、公共職業安定所と連携して啓発活動を実施する	A
	47 2	企業等での就労が困難な方のために、福祉的就労の場を確保する	A
取組実績	47 1	広報に障がい福祉サービス事業所に依頼できる仕事を掲載しました。守谷市地域自立支援協議会の会議において、障がい者雇用の拡大に資するため協議を行いました。令和2年3月の自立支援協議会においても検討する予定でしたが中止になりました。	
	47 2	令和2年4月1日現在、市内には、就労移行支援事業所が4箇所、就労継続支援A型事業所が2箇所、就労継続支援B型事業所が4箇所設置されています。	
市の役割	48	障がいのある人がその働く意欲や適性、能力に応じて就労できるよう、相談支援や情報提供を行います。	
取組計画	48 1	企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等が受けられるよう、就労移行支援の利用を支援する	A
取組実績	48 1	支援が必要な障がい者に対して就労移行支援の利用を支援しました。(就労系福祉サービス利用者数(月)127人)	
市の役割	49	シルバー人材センターを支援します。	
取組計画	49 1	シルバー人材センターの円滑な事業運営のために、その実情に応じて必要な支援を行う	A
	49 2	会員増加と就業先拡大のために、シルバー人材センターの活動周知の支援をする	A
	49 3	介護予防・日常生活支援総合事業の開始に向けて、センター会員への介護保険制度や総合事業の多様なサービスについて研修を実施する	C
取組実績	49 1	①高齢者の労働能力や技能を活用できる就業機会の場として、業務を委託しました。また、活動状況について意見交換を実施しました。 ・軽度生活援助事業 ・寝たきり高齢者紙おむつ支援事業(配達業務) ②シルバー人材センターの事業運営に要する一部費用を補助金として交付しました。 (実績報告書確認、R2年度補助金申請) ・補助金 300万円 ・会員数 430人(404人)	
	49 2	市ホームページにおいて、シルバー人材センターのページを設け、入会案内等の周知を行っています。	
	49 3	介護予防・日常生活支援総合事業における開始に伴い、実施方法等の検討を行いました。(事業内容や人材不足により、取り組むことが難しい)	

基本方針2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり(基本施策2 健康づくり意識の向上)

取組項目-1 生活習慣病予防の推進(2-2-1)

(取組の方向性)

健康的な生活習慣に関心が持てるように、地域ぐるみでの健康づくりを推進します。
また、受診しやすい検診体制を整備することにより、健康診査・がん検診の受診率の向上を図ります。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	50	生活習慣病予防のための健康教育の充実を図ります。	
取組計画	50 1	各種生活習慣病予防教室を開催する	A
	50 2	集団健康診査時に保健師による健康教育を実施する	A
取組実績	50 1	糖尿病予防教室(4回:参加者延べ61名)・スマートライフ教室(3回:参加者延べ56名)・骨粗しょう症予防教室(1回:157名)を開催しました。	
	50 2	集団健康診査時に栄養士による「高血圧予防」に関する健康教育及びちらしを配付しました。(計26日:来所者5,831名)	
市の役割	51	ホームページや市政情報モニター等を活用した生活習慣病予防啓発活動を実施します。	
取組計画	51 1	9月の循環器疾患予防月間に、市政モニターやポスター掲示で啓発する	A
	51 2	家庭血圧の計り方などホームページで啓発する	A
取組実績	51 1	循環器疾患予防月間に市政モニターに生活習慣病予防に関する内容を掲載することと併せ、茨城県作成の脳梗塞・心筋梗塞予防のリーフレットを特定健診受診者450名・生活習慣病講演会参加者150名に配布し啓発しました。	
	51 2	家庭血圧の測定法等について、ホームページに継続掲載しています。	
市の役割	52	市民の食生活による健康づくりのために、地域のボランティアとして活動する食生活改善推進員を定期的に養成します。	
取組計画	52 1	活動している食生活改善推進員のスキルアップのための研修会を強化する	B
取組実績	52 1	地域で食育活動を実施する食生活改善推進員の資質向上のための研修会を開催しました。年8回211名参加	
市の役割	53	食生活改善推進員と協働で食育活動を各地域で展開します。	
取組計画	53 1	各地区において実施する住民健診時に、試食会やチラシ配布を通して、減塩や野菜摂取を推進する	A
取組実績	53 1	9月の住民集団健康診査時に、生活習慣病予防のための食について掲載したちらしを配布しました。また、12月の集団健康診査時に、塩分控えメニューの試食及びチラシの配布を実施しました。	
市の役割	54	小児生活習慣病予防検診等の実施により、子どもの時からの適正体重などへの意識付けや野菜摂取を推進します。	
取組計画	54 1	市内の小学校4年生を対象に、生活習慣病予防栄養健康教育を実施する	A
取組実績	54 1	市内小学4年生を対象に、生活習慣病予防のために必要な野菜についての栄養健康教育を実施しました。9校681人	
市の役割	55	受診しやすい検診体制を整備します。	

区分	番号	内 容	評価
取組計画	55 1	骨粗しょう症検診と乳がん単独(集団)検診時に大腸がん検診の同時受診を実施する	B
	55 2	好発年齢に個人通知を実施する	A
取組実績	55 1	6・7月実施分の骨粗しょう症検診及び乳がん検診時に、検診希望者に対し大腸がん検診を同時実施しました。乳がん検診66名・骨粗しょう症検診37名実施	
	55 2	子宮がん・乳がん・胃がん・大腸がん検診の受診勧奨通知を送付しました。発送数:子宮がん7,262件・乳がん8,816件・胃及び大腸がん19,674件	

取組項目-2 身体活動・運動の推進(2-2-2)

(取組の方向性)

いつでも、どこでも、楽しく運動に取り組めるように、スポーツ活動やシルバーリハビリ体操を推進するとともに、出前サロンやシニアクラブを支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	56	ウォーキングマップやいばらきヘルスロードを周知します。	
取組計画	56 1	ウォーキングマップを保健センター窓口で配布するほか、ホームページで周知する	A
	56 2	「いばらきヘルスロード」募集の時期に合わせ、広報やホームページで周知する	B
取組実績	56 1	ウォーキングマップを保健センター窓口で配布するほか、ホームページで関連情報についても周知しました。	
	56 2	「いばらきヘルスロード」について、広報やホームページで周知しました。関連の情報として遊具等の情報も周知しました。	
市の役割	57	ミニ歩く会等自主団体と協働でウォーキング教室等を開催し、ウォーキングや軽スポーツ等の運動を推進します。	
取組計画	57 1	「ミニ歩く会」と協働で「ウォーキング教室」を開催し、新規会員へのフォローを実施する	A
	57 2	ラジオ体操の普及のために、CDラジカセ、CDの貸し出しを行う	A
	57 3	ラジオ体操を普及するために、事業のPR活動を強化する	B
取組実績	57 1	6回広報にて募集を行い、ウォーキング教室に取り組んでいます。新規会員には、綿密な連絡を行うことで継続参加ができるようにしています。	
	57 2	ラジオ体操を実施しているもしくは、これから実施しようとしている団体には、希望に応じて物品の貸し出しを実施しました。	
	57 3	集団健康診査会場(9月・12月)で、健診受診者にラジオ体操の普及啓発を行いました。	
市の役割	58	ウォーキングコースの看板設置の工夫や公園に設置した健康器具の使用法の周知により、地域全体で運動する機会の充実を図ります。	
取組計画	58 1	公園の健康器具の活用などホームページや運動サークルへの周知を実施する	A
	58 2	集団健康診査会場にて、公園の健康器具の周知を行う	B
取組実績	58 1	公園の健康器具の案内ちらしを保健センター内に掲示して周知PRを実施しました。	
	58 2	集団健康診査会場にて、公園の健康器具の周知を行うことで、運動に対する意識向上を図りました。	

区分	番号	内 容	評価
市の役割	59	シルバーリハビリ体操指導士会に体操指導を委託し、シルバーリハビリ体操を更に推進します。	
取組計画	59 1	シルバーリハビリ体操の推進のためにシルバーリハビリ体操指導士会に委託を継続する	A
	59 2	シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会開催を継続する	A
	59 3	推進事業の市内全域拡大に努める	B
取組実績	59 1	委託を継続し、市内でのシルバーリハビリ体操の推進を図りました。 R2年度委託に向けた指導士会との意見交換(ヒアリング)を実施しました。	
	59 2	6月に3級養成講座を開講し、新たに13名の指導士を養成しました。(うち、指導士会への入会 は11名)	
	59 3	市内61か所でシルバーリハビリ体操を実施(28教室, 33サロン)しています。 61か所の活動場所の紹介をホームページ等で周知しました。	
市の役割	60	各種スポーツ大会・教室の開催など、スポーツ活動に取り組むための支援をします。	
取組計画	60 1	スポーツフェスティバルで、子どもから高齢者までいっしょに楽しめるスポーツ・レクリエーション の体験教室を実施する	A
取組実績	60 1	①子どもから高齢者までが楽しめるよう、乗馬体験やグラウンドゴルフ、輪投げなどの軽スポー ツを取り入れました。 ②ボッチャ交流体験を通じて、障がいの有無に関わらず楽しめるスポーツ体験の場を提供し ました。 ③ふれあいマルシェを開催し、スポーツのみならず多世代が来場して楽しめる食のイベントも 開催しました。	

取組項目-3 こころの健康の推進(2-2-3)

(取組の方向性)

こころの健康に関する情報を周知するとともに、「こころの健康」相談窓口を充実します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	61	こころの健康に関する情報を周知します。	
取組計画	61 1	ホームページやショッピングセンターなどでアルコール関係や自殺の問題について啓発を実 施する	A
取組実績	61 1	こころの健康に関するホームページの掲載、街頭啓発、講座を実施しました。	
市の役割	62	地域の人が参加しやすい出前講座を開催します。	
取組計画	62 1	関連団体に対し、出前講座の周知を図る	A
取組実績	62 1	出前講座を開催するとともに、ボランティア向けの学習会を継続的に実施しています。	
市の役割	63	「こころの健康」相談窓口の周知を図るとともに、福祉・医療関係機関等と連携し相談対応の 充実に努めます。	
取組計画	63 1	引き続き、ホームページや広報紙により、「こころの健康」相談窓口の周知を図る	A
	63 2	関係機関との連携を深め、こころの健康相談に対応する	A

区分	番号		内 容	評価
取組実績	63	1	ホームページや広報紙,街頭啓発により,「こころの健康」相談窓口の周知を図りました。	
	63	2	関係機関との連携を深め,こころの健康相談に対応しました。	

基本方針3 情報が共有され相談しやすい地域づくり(基本施策1 相談体制の充実)

取組項目-1 相談・支援体制の充実(3-1-1)

(取組の方向性)

困ったときに身近なところで気軽に相談できるように、民生委員・児童委員、在宅介護支援センター、障がい者相談支援事業所等の関係機関との連携を図り、多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図ります。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	64	相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分かりやすく親切丁寧に対応します。	
	65	複雑多様な個別の相談について、的確に応じることができるよう、相談窓口の充実を図るとともに、相談を受ける人材の育成を図ります。	
	69	複合的で複雑な相談の対応については、専門機関と連携を図るとともに、保健・福祉担当課で組織する「保健福祉部関連業務に関する処遇検討会議」において、最も適したサービスの種類や処遇について検討します。	
取組計画	1	困りごとを抱えている人が相談に来た場合、相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分かりやすく親切丁寧に対応する	A
	64 2	同性の職員が気持ちを落ち着かせるような雰囲気をつくることで相談内容や主訴を聞くよう心掛ける	A
	65 69 3	複合的な相談に適切に対応できるように、相談支援担当者には、相談事案を担当させ、経験を積み重ねることで人材の育成を行う	A
	4	複合的な相談については、支援方法等を関係課と協議を行い、最も適したサービスや処遇につなげる	A
取組実績	64 65 69 1 2 3 4	(社会福祉課) 1 課の単位にとられないことなく、障がい者の年齢やライフステージ、家族構成などを勘案して 2 個々のケースごとに相談に応じています。 3 また、専門性の高い相談については、地域活動支援センターや相談支援事業所といった外部 4 の機関と連携して相談に応じています。	
	64 65 69 1 2 3 4	(健康長寿課) 1 地域包括支援センター職員として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が配置されて 2 おり、高齢者等の総合相談に対応しています。初期相談は、原則6地区の担当職員が対応 3 し、相談内容により他の専門職と連携し対応しています。また、複合的相談や困難事例に対し 4 ては、他課及び関係機関、地区の民生委員と連携し、対応をしています。	
	64 65 69 1 2 3 4	(介護福祉課) 1 困りごとを抱えている人に対しては、相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分 2 かりやすく親切丁寧に対応しました。 3 4	
	64 65 69 1 2 3 4	(児童福祉課) 子どもの年齢及び親の精神的な状態等を勘案し、保健センターや社会福祉課など関係する と思われる機関と協議、情報共有を行い、相談内容の記録を相談担当の係員が閲覧できるよう 1 にシステム化し、運用しています。 2 職員研修については、国や県、児童相談所等が主催する研修会や講演会に積極的に参加 3 (合計25回)し、相談援助技術を学ぶ機会を提供することでスキルアップを図っています。 4 相談に当たっては、主訴の的確な把握や同性職員による対応、複数職員の対応など相談 者の状況に応じ対処しています。 また、相談後は職員間で情報共有し、相談技術向上やジョブトレーニングに努めています。	
	64 65 69 1 2 3 4	(保健センター) ・困りごとを抱えている人に対しては、相談者の立場になって困りごとについて考え、関係部署 との連携を図っています。わかりやすい説明、丁寧な対応を心がけ対応しました。 ・相談の内容等によっては、同性の職員が対応し、相談しやすい体制をつくりました。気持ち 1 に寄り添った対応を心がけ、相談内容や主訴を聞くよう心がけました。 2 ・相談窓口の充実を図るために、平成30年度には子育て世代包括支援センターを設置し、他 3 機関との連携を取りながら相談に応じています。また、複雑多様な相談に適切に対応でき 4 るよう、職員それぞれが相談事案を担当し、経験を積み重ねたり、人材を育成するための研修等 に参加し、相談支援のスキルアップを図りました。 ・複合的な相談については、支援方法を関係機関と協議を行い、本人の意向を尊重しながら、 最も適したサービスや処遇につなげることが出来るようにしてきました。	

区分	番号	内 容	評価
取組実績	64 65 69	1 (国保年金課) ・困りごとを抱えている人に対しては、相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分かりやすく親切丁寧に対応しました。特に還付金詐欺の電話については、消費者相談センターへ繋いだり、市政情報モニターを使用し啓発を行いました。 2 3 4 ・同性の職員が気持ちを落ち着かせるような雰囲気をつくることで相談内容や主訴を聞くよう心掛けました。 ・複合的な相談に適切に対応できるように、相談支援担当者には、相談事案を担当させ、経験を積み重ねることで人材の育成を行いました。 ・複合的な相談については、支援方法等を関係課と協議を行い、最も適したサービスや処遇につなげるよう努めました。	
市の役割	66	高齢者に対しては、地域包括支援センター、在宅介護支援センターが相談窓口となり、生活を軸とした相談を受け、適切な制度の利用につなげるとともに、必要に応じて支援します。	
取組計画	66 1	地域包括支援センターで総合相談に随時対応する	A
	66 2	4在宅介護支援センターで高齢者の相談に随時対応する	A
	66 3	地域包括支援センター職員による出張相談会のあり方を検討する。(高齢者のニーズの把握)	C
取組実績	66 1	地域包括支援センター職員の相談体制を地区担当制とし、総合相談の対応をしています。相談件数475件	
	66 2	夜間・休日の対応について、市内4カ所の在宅介護支援センターの業務を委託し、地域包括支援センターに相談を繋ぐようにしました。 ※地域包括支援センターの委託に伴い、R2年3月31日で在宅介護支援センター廃止となりました。	
	66 3	相談会のあり方(出張相談会のニーズより、窓口や訪問対応が多い)を検討し、出張相談会は中止としました。	
市の役割	67	障がい者(児)に関する相談については、市役所の相談窓口のほか、障がい者相談支援センター、保健センター、こども療育教室、障がい者相談員などと、お互いに連携して相談に応じるとともに、必要に応じて支援します。	
取組計画	67 1	課の単位にとらわれることなく、相談の内容に応じて関連部署が連携して支援する	A
	67 2	相談機関の案内については、サービス利用の相談が相談支援事業所、また、当事者の立場での相談は障がい者相談員といったように、ニーズに沿った案内をする	A
取組実績	67 1 2	課の単位にとらわれることなく、障がい者の年齢やライフステージ、家族構成などを勘案して個々のケースごとに相談に応じています。 また、専門性の高い相談については、地域活動支援センターや相談支援事業所といった外部の機関と連携して相談に応じています。 身体障がい者相談員を2人、知的障がい者相談員を1人委託し、当事者やその家族の視点から相談に応じています。	
市の役割	68	子ども・子育てに関する相談では、市役所の相談窓口のほか、家庭児童相談室、保健センター、保育所、地域子育て支援センター等の関係機関と連携して相談に応じるとともに、必要に応じて支援します。	
取組計画	68 1	虐待・DV等の案件については、相談内容や家族の構成等を踏まえ関係課と情報連携を図りながら対応する	A
	68 2	必要に応じて、守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関と連携し、対応する	A
	68 3	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期までの保護者に対し、切れ目のない相談支援を実施する	B
取組実績	68 1 2	虐待等の通報があった際は、48時間以内に状況確認をすることとなっており、子どもの年齢や家族構成に応じ、警察や学校、保健センター、保育所等に連絡し、子どもの様子や親の言動について情報を把握しています。この際、子どもの一時的な保護が必要な場合は、児童相談所に送致し、一時保護を行っています。 また、守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会における個別協議を行う場として個別ケース検討会議を開催し、個々の案件に応じて関係機関を招集し支援内容を協議しました。	

区分	番号	内 容	評価
取組実績	68	3 <p>①平成30年4月2日より、子育て世代包括支援センターをオープンしました(正職員保健師, 正職員保育士, 嘱託看護師1名, 非常勤保育士1名合計4名の専門職スタッフを配置し, 母子保健型と基本型を開設)。本年度は, 母子健康手帳交付時の全数面接を行い, 妊娠期から出産までの相談や不安の軽減を図ることに重点をおいて取り組んできました。 母子健康手帳交付者数 589人 (全数面接実施)</p> <p>②医療機関等の各関係機関との連絡会議等に参加し, 連携体制を整えました。</p> <p>③妊婦面接・要支援妊婦への訪問, 転入児の面接・訪問, 赤ちゃん訪問等を行い, 顔の見える関係づくりに取り組みました。 転入妊婦面接 53件 転入児面接 303件 訪問 7件</p>	
市の役割	70	在宅介護支援センターの事業内容等を周知します。	
取組計画	70	1 <p>在宅介護支援センター職員と協働で, ようこそ守谷, 商工まつり, 認知症を知る月間などでの市民啓発活動を行い, 包括・在介両センターの周知を行う</p>	A
取組実績	70	1 <p>①在宅介護支援センターの相談実績(185件) オレンジカフェ実施回数 8回 参加者135名</p> <p>②在宅介護支援センターのチラシを作成し, 窓口などで配布しました。</p> <p>※ 地域包括支援センターの業務委託法人が選考され, 令和2年度から南部・北部地域包括支援センターが開設することが決定しました。これに伴い, R1年度末をもって在宅介護支援センターを廃止することとしました。</p>	
市の役割	71	市民に民生委員・児童委員の活動を広く周知し, 各地域において密着した活動ができるよう支援します。	
取組計画	71	1 <p>引き続き, 活動内容等について, 広報紙やホームページにより周知する</p>	A
取組実績	71	1 <p>5月12日の「民生委員児童委員の日」に合わせ, 5月10日号の広報もりやに活動内容を掲載し, 周知を図りました。</p> <p>また, 12月1日に実施された一斉改選の結果について, 1月10日号の広報もりやとホームページに全委員の名簿を掲載し, 市民への情報提供を行いました。</p>	

基本方針3 情報が共有され相談しやすい地域づくり(基本施策2 情報発信の充実)

取組項目-1 各種福祉情報の収集及び発信(3-2-1)

(取組の方向性)

福祉サービスに関する情報が、必要とする人にとって入手しやすいよう適切で効果的な情報伝達手段を構築します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	72	広報もりや、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報を提供します。	
取組計画	72	1 福祉サービスが適切に利用できるように、広報もりや、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報を提供する	A
取組実績	72	1 (社会福祉課) 「障がい者福祉のしおり」に福祉サービスの情報を一括して掲載し、新規に障がい者手帳の交付を受けた方や福祉サービスの利用を希望する方に案内しています。 ホームページにおいて、障がい福祉サービスの種類や事業所、手続等に係る情報を掲載しています。 「守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会」が作成した事業所紹介パネルを市庁舎ホールに常設していました。また、同会が作成した市内の事業所紹介パンフレットや守谷障がい福祉事業所マップを社会福祉課窓口等で配布しています。	
	72	1 (健康長寿課) 広報もりや、ホームページ、窓口、ケアマネージャー、民生委員等を通じて、福祉サービスの情報(守谷市介護保険・高齢福祉ガイドブック、高齢者福祉サービス)を提供しました。	
	72	1 (介護福祉課) 広報もりや、ホームページ、窓口等を通じて、介護保険制度の情報(守谷市介護保険・高齢福祉ガイドブック、高齢者福祉サービス)を提供しました。	
	72	1 (児童福祉課) ホームページの育児を応援する行政サービスガイド「ママフレ」では場面に応じた子育て情報を分かりやすく案内するとともに、ホームページや「Morinfo(もりんふお)」に導入した「子育てナビ」への登録者に対しては、「予防接種」「医療機関」「市からのお知らせ」など、子育てに必要な不可欠な情報をモバイルで提供しています。 保育所関係では、毎月の利用調整結果として年齢別に入所不承諾児童数を市ホームページで公表している。また、市広報にて市内私立幼稚園及び保育所等の入所案内を掲載しました(9月10日号)。 地域子育て支援センターが実施するひろば事業等については、毎月、市ホームページへの掲載のほか公民館や児童センター等16箇所にお便りとして市民へ配布しています。	
	72	1 (保健センター) 2019年度守谷市保健センター予定表を発行するとともに、窓口来所の対象者には必要時にメモを作る等分かりやすい情報を提供することに努めました。	
	72	1 (国保年金課) ・福祉サービスが適切に利用できるように、広報もりや、ホームページ、市政情報モニター等を活用し、分かりやすい情報を提供しました。 広報もりや、市政情報モニター ジェネリック医薬品の利用促進 医療費の適用適正化 国民年金の免除など	
市の役割	73	福祉分野ごとのガイドブックを分かりやすく作成し、周知に努めます。	
取組計画	73	1 福祉サービスが適切に利用できるように、福祉分野ごとの分かりやすいガイドブックを発行する	A
取組実績	73	1 (社会福祉課) 障がい者が受けられるサービスや支援に係る情報を一括して掲載した「障がい福祉のしおり」を発行しています。 「守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会」が作成した事業所紹介パネルを市庁舎ホールに常設していました。また、同会が作成した市内の事業所紹介パンフレットや守谷障がい福祉事業所マップを社会福祉課窓口等で配布しています。	
	73	1 (健康長寿課) 守谷市高齢者福祉・介護保険ガイドブックを2,000部作成し、窓口や出前講座等で福祉サービスの情報提供をしました。	

区分	番号	内 容	評価
取組実績	73	1 (介護福祉課) 守谷市高齢者福祉・介護保険ガイドブックを2,000部作成し、窓口で介護保険制度の情報提供をしました。 介護保険料のお知らせ(リーフレット)を作成し、65歳到達者や転入等で年度途中で資格を取得した方に対して納付書を発送する時に合わせて同封し、介護保険料の仕組みを周知しています。	
	73	1 (児童福祉課) 「子育てトライアングルブック」において、最新の公共施設や子育て支援施策の周知を行っています。	
	73	1 (保健センター) 2019年度守谷市保健センター予定表を発行するとともに、サービスを必要な対象者には、わかりやすい説明や利用窓口について紹介しました。	
	73	1 (国保年金課) ①保険証一斉更新時及び75歳の誕生日を迎え後期高齢者に移行する方等に対し、後期高齢者医療制度の御案内を送付。制度の周知を図りました。 保険証一斉更新発送 6,224通 令和元年度75歳達成発送 618通 ②「国保のしくみ」を国民健康保険税納付書送付時(本算定)に送付及び窓口での加入手続きの際に渡して、国民健康保険に関する周知をしました。 本算定 7,915通	
市の役割	74	出前講座などにより福祉サービス内容の周知を図ります。	
取組計画	74	1 シニア活動団体等の要請により介護保険制度等の出前講座を実施する	A
	74	2 伊奈特別支援学校守谷地区会の保護者を対象とした説明会等を通じて、福祉サービスに関する情報を提供する	A
	74	3 ホームページやSNSを活用し、子育てに必要不可欠な情報を提供する	A
	74	4 ひろば事業等において、子育てイベントのチラシの配布や子育て相談を実施する	A
取組実績	74	1 サロンやシニアクラブ等に出向き、介護保険制度等について出前講座を開催しました。 回数19回 参加者129名	
	74	2 伊奈特別支援学校守谷地区会の保護者を対象として、障がい福祉サービスや各種手当、障がい者年金等に係る説明会を開催しました。 伊奈特別支援学校3年生及びその保護者向けに、障がい福祉サービス利用についての説明会を開催しました。 日常生活自立支援事業の支援員研修において、障がい福祉サービスの類型や市内のサービス提供事業所についての説明を行いました。	
	74	3 ホームページの育児を応援する行政サービスガイド「ママフレ」では場面に応じた子育て情報を分かりやすく案内するとともに、ホームページや「Morinfo(もりんふお)」に導入した「子育てナビ」への登録者に対しては、「予防接種」「医療機関」「市からのお知らせ」など、子育てに必要な不可欠な情報をモバイルで提供しています。	
	74	4 地域子育て支援センターが実施するひろば事業等については、毎月のイベントについて市ホームページへの掲載のほか、公民館や児童センター等16箇所にお便りとして市民へ配布しています。 また、地域子育て支援センターがひろば事業等において育児相談を実施しています。子どもの問題について継続的に相談支援が必要なケースは、相談者の了解のもと家庭児童相談室に引き継ぎ、継続的な対応をお願いしています。	

基本方針4 安心して暮らせる地域づくり(基本施策1 防災・防犯対策等の充実)

取組項目-1 避難行動要支援者登録制度の周知と支援体制の充実(4-1-1)

(取組の方向性)

避難行動要支援者登録制度の更なる周知、普及を図り、災害時に地域の中で必要な支援が受けられる体制を目指します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	75	災害時は、市からのメールもりやをはじめ、多様な伝達手段により自治会・町内会を通じた対象地域への連絡網等による情報伝達に努めます。	
取組計画	75 1	市市民生活総合支援アプリ「もりんふお」を活用した情報伝達収集訓練等を実施する	B
取組実績	75 1	9月1日の守谷市主催「発災対応型防災訓練」時に、「もりんふお」を活用した情報伝達収集訓練等を実施しました。 市民生活総合支援アプリ「Morinfo(もりんふお)」の登録者数向上を推進するため、防災講話等において「Morinfo(もりんふお)」の説明・宣伝を行うとともに、「Morinfo(防災版)」の改良・内容充実等を図りました。	
市の役割	76	避難支援活動に協力する自治会・町内会を増やします。	
	77	避難支援活動に協力する自治会・町内会を支援します。	
	78	避難行動要支援者登録制度の周知及び普及を図ります。	
取組計画	76 77 78 1	要支援者の避難支援に協力いただける協力自治会を増やしていくために、避難支援活動のマニュアル作成に取り組む	B
取組実績	76 77 78 1	平成30年8月に作成した『守谷市避難行動要支援者避難支援マニュアル』を町内会・自治会、民生委員児童委員等、避難支援者に交付し、制度の周知を図りました。 また、避難行動要支援者名簿を更新し、要支援者の支援に協力いただける町内会・自治会に交付しました。	

取組項目-2 自主防災組織への活動支援(4-1-2)

(取組の方向性)

自主防災組織等の支援組織と情報を共有することにより、災害時における情報伝達や避難誘導等、災害に備えた避難支援体制づくりに努めます。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	79	消防署、消防団、防災関係団体の協力を得て、市主催の防災訓練の実施や地域による防災訓練の支援を通じて、防災意識の啓発を行います。	
取組計画	79 1	引き続き、発災対応型防災訓練を実施する	B
取組実績	79 1	9月1日に発災対応型訓練を実施しました。 発災型防災訓練方法及び自主防災組織設立への説明と自主防災組織設立への「守谷の防災を考える会」を活用した訓練要領の説明により、自主防災組織の加入率が向上しました。	
市の役割	80	防災講演会や広報紙等で、防災に関する意識の向上を図ります。	
取組計画	80 1	市主催の防災講演会で意識の向上を図る	A
	80 2	SNS等を活用して多様な手段で防災情報を配信できるように検討する	B

区分	番号	内 容	評価
取組実績	80	1 防災講演会等における訓練方法及び自主防災組織設立への説明と自主防災組織設立に向けて「守谷の防災を考える会」を活用して訓練要領の説明を行ったことで、意識が向上しました。	
	80	2 市民が持っている色々な機器に、防災情報を発信できるように検討を行い、実施しました。	
市の役割	81	自主防災組織を結成する場合に資機材の援助と活動を支援します。	
取組計画	81	1 自主防災組織の結成を引き続き推進するとともに、自主防災組織の強化にも注力する	B
取組実績	81	1 自主防災組織の結成を引続き推進するとともに、自主防災組織の強化にも注力しています。自主防災組織の重要性や設立にあたっての支援制度を周知することで、自主防災組織の結成を促進しています。	
市の役割	82	避難所運営を支援します。	
取組計画	82	1 避難所運営マニュアルを作成し、職員向け避難所開設等の実践的な訓練を行う	C
	82	2 避難所開設訓練を実施する	B
取組実績	82	1 台風19号対応として自主避難所(以後避難所に移行)5か所を開設、現行の避難所運営マニュアル等を活用し対応しました。 (新たな避難所運営マニュアルは検討中)	
	82	2 防災訓練時に、避難所情報伝達訓練を実施しました。また、台風19号においては、避難所の開設・運営を実施しました。	

取組項目-3 地域防犯体制(子どもの見守り等)の充実(4-1-3)

(取組の方向性)

市と関係機関・団体、地域が連携し、犯罪防止の体制づくりを推進します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	83	防犯キャンペーン・防犯パトロールなどを通じて、市民の防犯意識の高揚に努めます。	
取組計画	83	1 合同パトロールを定例的に実施できるようにし、参加団体と交番との信頼関係を構築し、防犯活動の向上を図る	B
取組実績	83	1 合同パトロールを夏と冬に実施し、参加団体と交番との信頼関係を構築し、防犯活動の向上を図るとともに、警察から直接犯罪発生状況をリアルタイムに提供を受け被害把握と情報提供に努めました。	
市の役割	84	メールもりや、SNS、ホームページ及び広報もりやを通して、防犯情報を提供します。	
取組計画	84	1 「もりんふお」の防犯情報について運用上見やすくなるよう検討する	A
取組実績	84	1 警察からの情報提供(ひばりくんメール)や市民、学校等からの連絡に基づきメールもりや・「Morinfo(もりんふお)」を通じて市民に情報発信し、犯罪被害の増加防止に努め、見やすく分かりやすい情報掲載に努めました。	
市の役割	85	事業所との「見守り活動等に関する協定」の締結を推進します。(再掲)	
取組計画	85	1 見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やし、徘徊高齢者等SOSネットワークやみまもりシールによる見守り協力体制を強化していく	A

区分	番号	内 容	評価
取組実績	85	1 ①見守り活動等に関する協力事業所が新たに6か所増え、55事業所に拡大しました。(前年度48事業所) ②徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の周知を行い、利用を促進しました。R1年度新規登録者数32人 ③見守り活動等協力事業へのメールもりや防犯情報への登録を促進しました。 ④見守り活動等協力事業所の拡大を図って見守りの目を増やすために、見守り活動等協力事業所について広報等で周知しました。また、徘徊高齢者の搜索活動時に、協力事業への情報提供を行いました。(搜索件数4件)	
市の役割	86	通学路などの青色防犯パトロール車による巡回や立哨活動を保護者や地域の協力を得て引き続き行います。	
取組計画	86	1 防犯パトロールを実施する	A
	86	2 立哨活動を実施する	A
	86	3 通学路の安全点検を実施する	A
取組実績	86	1 防犯連絡員やPTA等の防犯ボランティア団体、警察が連携し、登下校時の通学路での防犯パトロールや立哨活動等を継続的に行ったことで、犯罪抑止環境の整備を図りました。	
	86	2 24名の通学補助員により、通学路上の特に危険と思われる交差点等16箇所において立哨活動を実施しました。	
	86	3 学校、取手警察署、建設課、交通防災課、学校教育課で通学路の合同点検を実施しました。	
市の役割	87	不審者等の情報は、速やかな保護者への周知と全校での共有に引き続き努めます。	
取組計画	87	1 タイムリーな情報提供に合わせて、ホームページ等の媒体を活用した配信を行う	A
	87	2 防犯情報を速やかに保護者に提供する	A
取組実績	87	1 警察からの情報提供(ひばりくんメール)や市民、学校等からの連絡に基づき「メールもりや」・「Morinfo(もりんふお)」を通じて市民に情報発信し、犯罪被害の増加防止に努めました。	
	87	2 小中学校のホームページやメールマガジン等を利用し、不審者情報や防犯情報等を速やかに保護者に提供しました。	

基本方針4 安心して暮らせる地域づくり(基本施策2 権利擁護体制の充実)

取組項目-1 高齢者, 子ども, 障がい者等に対する虐待・DV対応(4-2-1)

(取組の方向性)

高齢者や子ども, 障がい者等に対する虐待やDVの予防, 早期発見・早期対応を図ります。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	88	守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関と連携を図りながら, 児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	
取組計画	88 1	守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関の代表者と実務者の会議をそれぞれ開催し, 情報の共有や虐待対応への協力・連携を確認する	A
取組実績	88 1	守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関の代表者と実務者の会議をそれぞれ開催し, 情報の共有や虐待対応への協力・連携を確認しています。また, 児童相談所や保健センター, 指導室の職員がメンバーとなっている進行管理会議を開催し, 継続事案の進捗状況の把握や児童相談所からの技術的な助言を受け, 適切な支援に取り組む体制を構築しています。	
市の役割	89	児童虐待, 障がい者虐待, 高齢者虐待の防止に関する啓発を進めるとともに, 擁護者への早期対応・早期支援を行います。	
取組計画	89 1	市民, 福祉サービス事業者に対して, 虐待防止の啓発を行う	A
	89 2	虐待等案件については, 相談内容や家族の構成等を踏まえ関係課と情報連携を図りながら, 早期対応・早期支援を行う	A
	89 3	必要に応じて, 関係機関と連携し, 対応する	A
取組実績	89 1	(社会福祉課) 「障がい者福祉のしおり」において, 障がい者虐待防止センターを周知しています。事業所に対しては, 「虐待チェックシート」をメールで送付してどのような行為が虐待に当たるのかを改めて周知し, 万が一虐待事例を発見した場合には市に即刻通報するよう協力を要請しています。	
	89 1	(健幸長寿課) 介護保険事業所等の専門職向け権利擁護研修会(虐待, 成年後見)を開催(6月, 7月)し, 対応方法などについて学んでいます。	
	89 1	(児童福祉課) 児童虐待防止推進月間(11月)に合わせ, 市広報へ関係記事を掲載し, 虐待の定義や虐待に関する相談・連絡先の周知を図りました。	
	89 2 3	(社会福祉課) 虐待と思われる事例の報告が1件ありました。関係機関と情報連携を行い事実関係の確認を行いました。現在, 福祉サービスへつなげるために動いています。	
	89 2 3	(健幸長寿課) 地域包括支援センター職員が関係機関や警察からの通報や相談を受け, 高齢者虐待防止法に基づき, 茨城県高齢者虐待対応マニュアルに沿って虐待ケースの(疑い含む)対応を実施しました。 相談件数19件	
	89 2 3	(児童福祉課) 虐待等の通報があった際は, 48時間以内に状況確認をすることとなり, 子どもの年齢や家族構成に応じ, 警察や学校, 保健センター, 保育所等に連絡し, 子どもの様子や親の言動について情報を把握しています。この際, 子どもの一時的な保護が必要な場合は, 児童相談所に送致し, 一時保護を行っています。 また, 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会での個別協議を行う場として個別ケース検討会議を開催し, 個々の案件に応じて関係機関を招集し支援内容を協議しました。	
市の役割	90	虐待対応については, 高齢者と接する機会の多い介護サービス事業所等の職員に対する研修を行います。	
取組計画	90 1	介護支援専門員や介護サービス事業所職員を対象に, 高齢者の権利擁護に関する研修を行う	A

区分	番号	内 容	評価
取組実績	90 1	①介護保険事業所等の専門職向け権利擁護研修会(虐待, 成年後見)を開催(6月, 7月)しました。 ②担当ケアマネジャー等専門職からの虐待相談を受け, 連携を強化しながら, 市と事業所との役割分担し必要な支援を行いました。	
市の役割	91	DVに対してスムーズに対応できるように, 女性相談センター, 警察等の関係機関と連携体制を強化します。	
取組計画	91 1	男女共同参画推進計画を基に, DV防止のための啓発活動を実施する	A
	91 2	DV相談担当職員の研修会への参加などにより, 相談体制の更なる充実を図る	A
取組実績	91 1	男女共同参画推進計画を基に, DV防止のための啓発活動として, 市内の中学生を対象に「デートDV防止講座」を開催しました。 けやき台中学校 : 11月26日実施, 3年生162名 守谷中学校 : 12月12日実施, 3年生129名 愛宕中学校 : 12月17日実施, 3年生146名 御所ヶ丘中学校 : 令和2年2月18日実施予定, 2年生177名 警察や女性相談センターのパンフレットを窓口や情報コーナーに掲示し, 男女間トラブルやDVについて相談窓口の情報を提供しています。	
	91 2	市民協働推進課や児童福祉課のDV相談担当の職員が県主催のDV相談に関する研修会に参加しました。具体的な事例と対応策等が勉強でき, 相談体制の更なる充実につながりました。	
市の役割	92	講演会等を開催し認知症や障がい者に対する関心を高め, 意識の啓発や福祉への理解を図ります。	
取組計画	92 1	認知症サポーター養成講座を継続実施する	A
	92 2	認知症を知る月間などで市民啓発活動を行う	A
	92 3	講演会を開催するほか, 障がい者週間における啓発を実施する	A
	92 4	市広報紙, ホームページ, パンフレット等の広報手段を用いて, 「障がい者」や「障がい」に対する理解を深める取組を行う	A
	92 5	障がいのある人とない人との交流機会を確保する	A
取組実績	92 1	小中学校や高校, 一般市民を対象に認知症サポーター養成講座のPRに努めるとともに, 要請に応じて講座を開催しました。(8回/305名) また, サポーター養成講座受講生を対象としたフォローアップ研修の開催を予定(2月26日)していましたが, 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としました。	
	92 2	9月の認知症を知る月間において, 認知症に関する知識の普及啓発を図りました。 ・オレンジカフェ及び認知症サポーター養成講座の開催 ・啓発用チラシ配布(健診会場, 商工会まつり等)	
	92 3	令和2年2月17日に職員向けに講演会を開催しました。 障がい者週間においては, 来庁者向けに障がい者週間を周知するため, 庁舎正面に懸垂幕を設置したほか, 市政情報モニターに記事を掲載しました。中央図書館において障がい者週間コーナーを設置し, 障がい児父母の会による活動内容等の紹介を行いました。 令和元年11月16日(土)には社会福祉協議会主催で福祉まつりが開催され, 謎解きゲームや体験ブースが設置されたり, 障がい者施設が来店を行い事業所活動のPRや手工芸品の販売等が行われました。	
	92 4	令和2年2月17日に市職員対象に障害者差別解消法に関する研修会を実施しました。またホームページやパンフレットで, 「障がい者」や「障がい者に対する差別の解消」について周知・啓発を行いました。	
	92 5	令和2年3月に守谷市障がい者福祉センターにおいて「ひこうせんまつり」を開催し, 通所者の日頃の活動の成果を発表するとともに, 障がいのある人との交流を行う予定でしたが, 今年度は中止になりました。 特別支援学校に在籍している児童・生徒が, 居住地の小中学校において一緒に学習したり交流する事業(居住地校交流)を実施しました。	

取組項目-2 成年後見制度の利用促進(4-2-2)

(取組の方向性)

判断能力が不十分な人へ適切な支援を行うため、関係機関・団体と連携し、成年後見制度の利用を促進します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	93	判断能力が十分でない高齢者、障がい者の権利擁護を推進するため、成年後見制度の内容を分かりやすく説明し、普及促進等を図ります。	
取組計画	93 1	窓口において成年後見制度の内容等を分かりやすく説明するとともに、広報紙等を通じて制度の周知を図る	A
	93 2	市内6地区での出前相談会を実施する	A
取組実績	93 1	(社会福祉課) 窓口において、成年後見制度の利用が見込まれる方の親族からの相談に応じ、制度の概要や申立て手続等について説明を行っています。 今後、成年後見制度について、障がい者福祉のしおりに掲載することで、利用の促進を図ります。	
	93 1	(健幸長寿課) 市ホームページにおいて、成年後見制度の内容等を周知しています。 地域包括支援センター職員が成年後見制度の相談21件に対応しました。また後見人への支援を成年後見担当職員(社会福祉士)が実施しました。 成年後見審判市長申立て 1件	
	93 2	各団体からの要請により成年後見制度の出前講座を開催しました。 実績:3回 48名	
市の役割	94	制度の利用が必要と思われる高齢者や障がい者の親族等に対して、制度の説明や申し立てに当たっての関係機関の紹介などを行います。	
取組計画	94 1	成年後見制度の利用相談については、制度や申立先等の案内や支援をする	A
取組実績	94 1	(社会福祉課) 窓口において、成年後見制度の利用が見込まれる方の親族からの相談に応じ、制度の概要や申立て手続等について説明を行いました。	
	94 1	(健幸長寿課) ①成年後見制度の利用相談については、随時対応している(市民向け、専門職)。制度や申立先等の案内や支援をしています。 ②守谷市権利擁護関係機関情報交換会を開催し(11月)、後見人となる弁護士、司法書士等との制度促進に係る課題などについて意見交換を行いました。(会議後、後見人選任までの日数が短縮されるようになりました)	
市の役割	95	介護サービス事業所の職員に対し、研修会を開催して制度の理解を促します。	
取組計画	95 1	専門職向けの研修会を開催する	A
取組実績	95 1	専門職向けの研修会(成年後見)を開催し、制度の利用促進図りました。 参加者数:24名/1回	
市の役割	96	成年被後見人の親族に申し立て者がいない場合には、成年後見審判申立ての支援を行います。	
取組計画	96 1	申立てを行う人がいない場合には、成年後見制度の利用支援を行う	A
取組実績	96 1	(健幸長寿課) 何らかの原因で判断能力に問題があるひとり暮らし高齢者に対して、成年後見の申立て支援(医療機関からの相談、本人の病態等状況確認、親族調査等を実施後、市長申立てを実施)、後見人の選任を行いました。また、成年後見親族申立て支援も実施しました。 市長申立て 実績 1件	

区分	番号	内 容	評価
取組実績	96	1 (社会福祉課) 申立てを行う人がいない場合には、成年後見制度の利用支援を行うこととしていますが、今年度は市長申し立てはありませんでした。	

取組項目-3 障がい者を理由とする差別の解消(4-2-3)

(取組の方向性)

市民に対して障がい者を理由とする差別解消の啓発を行います。
また、障がい者を理由として障がい者の権利利益を侵害することがないようにするとともに、障がい者等から社会の中にある様々な障壁（バリア）を取り除くよう求めがあったときは、負担が過重にならない範囲で取り除くようにします。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	97	市の事務や事業を行う上で、障がい者を理由とした障がい者の権利利益の侵害を防止します。	
取組計画	97	1 障がい者を理由とした差別が生じないよう、「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき適切に対応する	A
取組実績	97	1 ・「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、「障がい者を理由とする差別」が生じないよう対応しています。「合理的配慮の提供」の一環として、筆談支援用具を平成29年度に購入し、各窓口で活用しています。 ・令和2年2月17日に市職員対象に障害者差別解消法に関する研修会を実施しました。	
市の役割	98	障がい者を理由とする差別解消の啓発を行います。	
取組計画	98	1 広報紙やホームページ等により、障がい者に対する差別の解消についての啓発や知識の普及を行う	A
取組実績	98	1 ・ホームページにおいて、障がい者差別解消法の記事を掲載し、障がい者を理由とする差別の解消を呼びかけました。 ・令和2年2月17日に市職員対象に障害者差別解消法に関する研修会を実施しました。	
市の役割	99	市の事務や事業を行う上で、障がい者等から社会の中にある様々な障壁（バリア）を取り除くよう求めがあったときは、負担が過重にならない範囲で取り除きます。	
取組計画	99	1 障がいのある人から社会生活をしていく上での障壁（バリア）を除去するよう求められた場合には、負担が過重にならない範囲で求めに応じる	A
取組実績	99	1 ・「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、「障がい者を理由とする差別」が生じないよう対応しています。「合理的配慮の提供」の一環として、筆談支援用具を平成29年度に購入し、各窓口で活用しています。 ・令和2年2月17日に市職員対象に障害者差別解消法に関する研修会を実施しました。	

基本方針4 安心して暮らせる地域づくり(基本施策3 生活困窮者への支援)

取組項目-1 関係機関との連携による支援体制の強化(4-3-1)

(取組の方向性)

多様な課題を抱える生活困窮者に対して、自立に向けて包括的かつ継続的に支援します。

区分	番号	内 容	評価
市の役割	100	生活困窮者に寄り添った支援を行います。	
	101	病気、無年金、失業などの理由による金銭的な問題など、複合的な問題を抱えた生活困窮者への相談支援により、その人の課題が解決できるよう包括的な支援をします。	
取組計画	100 101	1 生活困窮者に対して自立に向けた必要な支援を行うとともに、複合的な問題を抱えた生活困窮者に対しては、関係課や関係機関と連携しながら個々の状況に応じた支援を行い、自立を促進する	A
	2	困窮状態がひっ迫している対象者には、生活保護制度につなげ継続的な支援を行う	A
取組実績	100 101	1 生活困窮者の状況に応じて、生活困窮者等就労自立促進事業の参加、住居確保給付金の支給を行い、経済的自立を促進するための支援を実施しました。 また、必要に応じて、社会福祉協議会と連携し、フードバンクを活用した支援を実施しました。	
	100 101	2 困窮状態がひっ迫している対象者には、生活保護制度につなげ、引き続き就労支援を実施しました。	